

議員の納税等の状況（平成25年度分）

議員氏名	税目等 市県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	上下水道料金
佐藤 淳一	○	-	-	-	-
大友 健	○	○	○	-	○
大友 克寿	○	-	○	○	○
布田 恵美	○	-	-	○	-
酒井 信幸	○	○	○	-	○
須藤 功	○	○	○	-	○
渡辺ふさ子	○	○	-	-	-
櫻井 隆	○	○	○	○	-
佐藤 一郎	○	○	○	○	○
松田 由雄	○	○	-	○	-
国井 宗和	○	○	○	-	○
布田 一民	○	○	○	-	-
長田 忠広	○	○	○	-	○
穴戸 幸次	○	○	○	○	○
飯塚 悦男	○	○	○	-	○
沼田 健一	○	○	○	-	○
森 繁男	○	○	○	○	○
高橋 孝内	○	○	○	○	○

※「○」＝完納 「-」＝納税等の義務なし

政治家の寄付は禁止。

有権者が求めることも禁止。

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

有権者が寄付を求めることも禁止されます。

※政治家とは、候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者をいいます。

寄付の禁止の例 Q & A

- Q.** 政治家が町内会の運動会に寸志を持参したり、会合にお弁当を差し入れることはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 政治家の代理で結婚披露宴や葬式に出席し、祝儀や香典を相手方に供与することはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 後援会が、その会員（選挙区内の者）の葬式に花輪や香典を出せますか。
A. 罰則をもって禁止されます。

次のものを除く寄付行為は罰則の対象となります。

- ・政治家自らが出席する結婚披露宴における祝儀
- ・政治家自らが出席する葬式や通夜における香典

（ただし、通常一般の社交程度を超えていれば処罰されます。また、事前に相手方に届けることも処罰されます。）